

第13回門真市個人情報保護審議会議事録

開催日時 平成27年7月10日（金）午後2時
開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室
出席委員 植村 興、藤田 昌弘、奥村 裕和、玄番 允子
事務局職員 狩俣法務監察課長、才木法務監察課長補佐、藤井主任、新徳係員
担当職員 嶋田市民課長、影林市民課長補佐
北倉障がい福祉課長、西本障がい福祉課副参事

開会（午後2時）

狩俣課長 それでは、2時の定刻になっておりますので、ただいまより、平成27年第13回門真市個人情報保護審議会を開催させていただきます。

私は、法務監察課長の狩俣でございます。後ほど、会長の互選をお願いいたしますが、会長が選出されるまでは進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。開会に先立ちまして、重光総務部長から御挨拶を申し上げます。

重光部長 (挨拶)

狩俣課長 本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、議事に入ります前に本日は、委員の皆様のお顔合せとなりますので、各委員の皆様方の御紹介から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(各委員の紹介)

狩俣課長 ありがとうございます。なお、重光部長は、所用がございますので、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

(重光総務部長退席)

狩俣課長 続きまして、審議会の事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

狩俣課長 本日は委員の任期が開始いたしまして、初めての会議でございますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により会長の互選をお願いしたいと存じます。

奥村委員 植村委員にお願いをしてはいかがかと思っております。

狩俣課長 ただいま、奥村委員から「植村委員にお願いしてはどうでしょうか」ということがございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

狩俣課長 それでは、植村委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。それでは、植村委員、会長に選出されましたので、会長席へ移動していただきまして、進行をお願いいたします。

植村会長 (挨拶)

次に、副会長の互選に入りたいと思います。お諮りいたします。副会長には門真地区人権擁護委員会会長の玄番允子様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(「異議なし」との声あり。)

植村会長 ありがとうございます。それでは、玄番委員、副会長に選出されましたので副会長席へ移動していただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

玄番副会長 どうぞ、よろしく申し上げます。

植村会長 それでは、議事を進めさせていただきます。この審議に入る前に、新しい委員の方もいらっしゃいますので、この個人情報保護審議会において審議を進めていくに当たっての基礎的な知識、そういったものを共有していく必要がございます。

ます。事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

狩俣課長 それでは、門真市個人情報保護審議会の概要を説明させていただきます。本日、お配りしております、審議会次第の3ページの資料2を御覧いただけますでしょうか。

3ページに門真市附属機関に関する条例、個人情報保護条例、次が5ページになりますが、番号法の抜粋を記載させていただいております。次に、門真市個人情報保護審議会の担当事務についてであります。市長、教育委員会等の実施機関の諮問に応じて次の7点について調査、審議いただくものでございます。まず1点目としまして、「個人情報の保護に関し、その保護対策」を調査、審議していただくものでございます。2点目としまして、「個人情報の本人収集の原則の例外措置」について、3点目としまして、「思想、信条、宗教等のいわゆるセンシティブ情報の収集禁止の原則の例外措置」について、4点目としまして、「保有個人情報の目的外利用及び外部提供禁止の原則の例外措置」について、5点目としまして、「通信回線により結合されたコンピュータを用いた保有個人情報の外部提供」について、6点目としまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号法」に定める特定個人情報保護評価」について、最後に7点目としまして、「番号法に定める個人番号、通称「マイナンバー」を利用するために必要な事項」についての意見をそれぞれ頂戴するものであります。

続きまして、門真市個人情報保護審議会の会議公開要領の説明をさせていただきますので、次第6ページをお願いいたします。6ページの資料3と9ページの資料4になりますが、この資料3の要領につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、平成15年の門真市個人情報保護審議会で会議の公開の取扱いを定めたもので、傍聴者の定員、傍聴手続、傍聴時の遵守事項、会議記録の閲覧等を定めたものでございます。

なお、会議録は全文筆記に近い要約として記録させていただいてホームページ等で公開したいと考えておりますので、会議録作成の正確性を期するために会議中の録音をさせていただきたいと思ひます。ここで事務局から提案でございますが、この審議会につきましても平成15年の会議公開要領の申合せのとおり、取り扱ってよろしいでしょうか。

植村会長 ただいま事務局から会議記録の件で御説明がございましたが、ひとつ確認させていただきます。会議記録というのはA委員、B委員というような形ではなくて、誰がどのような発言をしたかという、全てが文章になって公表されると理解してよろしいでしょうか。

狩俣課長 はい。委員の名前も含めまして、全文に近い形で公表させていただきます。よろしいでしょうか。

植村会長 委員の皆様方は、それで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

狩俣課長 それでは、今までどおり取り扱わせていただきたいと思います。事務局からの説明につきましては、以上でございます。

植村会長 ありがとうございます。門真市の各種審議会では、委員の名前を表記しない場合があるんですね。この審議会では藤田委員、奥村委員、玄番委員の名前、もちろん私も含めまして、実名で出していただくということでございます。

それでは、早速、諮問事項の審議に入ります。まず1つ目の議題「住民票の写し等の第三者等への交付に係る本人通知制度の拡充に伴う個人情報の外部提供について」諮問等の趣旨について事務局より説明をお願いいたします。

狩俣課長 こちらの諮問事項につきましては、担当部局であります、市民課の職員より説明したいと思いますので、担当者の入室を許可していただいてもよろしいでしょうか。

植村会長 許可します。

狩俣課長 それでは、諮問事項の担当者に入室していただきます。

(市民課担当者入室及び職員紹介)

狩俣課長 それでは、諮問事項の趣旨について担当職員より御説明いたします。

影林課長補佐 それではまず初めに、本人通知制度についての御説明をいたします。

本人通知制度とは、住民基本台帳法及び戸籍法に基づき、第三者に交付した場合に事前に登録のあった者に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とし、平成23年11月1日に施行された要綱に基づき実施している制度であります。この要綱に基づき、第三者からの請求により、事前登録者に係る住民票の写し等を交付しますと、「交付年月日」、「交付した証明書の種別及び通数」及び「交付請求者の種別」を当該事前登録者に通知しております。

なお、交付請求者の種別とは、「代理人」、「第三者（個人）」、「第三者（法人）」、「第三者（八業士）」の4つのうちのいずれかのことであり、八業士とは、「弁護士」、「司法書士」、「土地家屋調査士」、「税理士」、「社会保険労務士」、「弁理士」、「海事代理士」又は「行政書士」の職務上必要な場合において、住民票の写し等を請求することができる8つの職業のことを言います。

このような状況の中、過去には法律事務所所属の司法書士等による不正取得が発覚した事件もあり、全国で約1万件の戸籍や住民票が不正に取得されました。このことから不正請求に対する抑止として、さらなる対応が求められております。

そこで、現在の要綱では交付請求者については、あくまで種別しか通知することができないことから、本人通知制度を拡充し、不正取得があったと認めた場合には、事前登録し、かつ、不正取得の通知を希望した本人に対し、当該不正取得の事実とともに請求者の氏名についても通知の対象、すなわち外部提供することから本諮問により審議会の意見を求めるものでございます。

また、通知する要件といたしましては、「①国又は大阪府から不正取得の通知又は照会があった場合」、「②新聞等報道機関において、不正取得に関する報道があり国又は大阪府に照会し、不正取得の事実が確認できた場合」の2点でございます。

次に、お手元にお配りしております資料は、本人通知制度改正後のイメージ図でございます。本人通知の事前登録時において、不正取得に係る本人通知を選択できるようにし、不正取得の通知を希望した登録者の住民票等交付に関して不正取得があったと認めたとき、不正取得に係る本人に通知として「請求年月日」、「通数」、「種別」、「不正請求者の氏名」等を通知するものです。

なお、不正取得の通知を希望しない者又は不正取得でない請求につきましては、通常の本人通知を行うこととなります。以上で説明を終わります。

植村会長 ありがとうございます。説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

奥村委員 弁護士の奥村です。これは、プライム事件以降のことだとは思いますが、拡充するに当たって、「新聞等報道機関において不正取得に関する報道があり、国又は大阪府に照会し、不正取得の事実が確認できた場合」っていうのは、その報道があることがまず前提になるのですか。これは、必ず報道があることが前提になるのか。それとも報道以外の場合も含まれるのか。その点については、どうなんでしょうか。

影林課長補佐 今回のこの諮問につきましては、あくまでその不正取得事件の関係者に第三者として取得されたことが明らかである場合ということ想定しておりますが、これら2点を通知する要件といたしておりますが、実際の要綱改正時につきましては、法務監察課と協議をしまして、いただいた答申を踏まえた上での改正をしていきたいと考えております。

植村会長 よろしいでしょうか。

奥村委員 そうですね、必ずしも報道に限られないんだらうとは思うんですね。例えば内部通報だったりとか、偶然ちょっと知った、そういった場合もあるでしょうし、そういった場合、じゃあどうするのかというのを、報道がなされてないんだけどもという。不正が発覚する場合、一番大きなものは、多分、内部告発だとは思うんですね。だから、そういったところをちょっと考慮してあげないといけないのかなと思います。

あと、その不正取得というのが、この「②不正取得の事実が確認できた場合」というところなんですけども、これは多分、戸籍法、住民基本台帳法とか、その辺りにある偽りその他不正の手段によって取得した場合で刑罰規定がありますけども、そこに当たる場合を、想定はされているんでしょうけども、その本当にそれが不正取得なのかどうなのか。その刑が例えば確定していれば、一番はっきりするんですけども、刑が確定するまで本当に不正取得というふうに言えるのはどうかという、その最終的な判断ができるのかどうかというのが、実はちょっと疑問に思っています。本当に不正取得なのかどうなのかという、厳密に判断しないといけないのではないのかなと。やはり個人情報の外部提供に当たることは間違いのないことですから、そういったところがありますので、慎重に判断しないといけないのではないかな、というのがあると思いますね。

植村会長 はい。市民課、よろしいですか。もう一度確認してください。

影林課長補佐 先ほど、奥村委員から御指摘ありましたとおり、大前提としましては、各個別法で決められております罰則規定、いわゆる住基法でありましたら第47条第2号、戸籍法でありましたら第133条の規定に違反するものに該当して、さらに、判決が確定した場合というのは、必ずこの不正請求に当たるというふうには考えております。

植村会長 それでよろしいでしょうか。

奥村委員 そうですね。大体それでいいとは思いますが。できれば、できる限り狭く解釈した方がいいのではないかとというのが、私の意見ではあるんです。インターネットとかで、ちょっと見てみたんですけども、例えば京都市だと、刑が確定したときだけに限ってですね、あと他の市でも刑が確定したときに絞っているっていうケースが、結構、散見されるので、参考にしてもいいのではないのかなと思いました。以上です。

植村会長 ありがとうございます。ほかに御意見等ございますでしょうか。非常に微妙で難しいところですね。こういうのは例えば容疑者とか犯人が見つかったり、刑事人被告とか容疑者とか、いろんな使い方があるんですが、この分野ではどんな使い方するのかなど。

奥村委員 使い方っていうのは。

植村会長 言葉のね。中間段階っていいですか、灰色の時のね。

奥村委員 はっきりしているとなると、やはり刑が確定になるんでしょうね。例えば控訴審で逆にひっくり返ったらどうなるのかと。逆転で無罪になったらどうなるのかというところもありますで、やはり確定というところになるんだと思うんです。多分、他の市で絞っているのは、そういったところを意識しているんだらうとは思うんですね。やはりどうしてもグレーな部分がありますで。そこで本当に通知していいのかどうなのか。不正請求も具体的にどういう場合があるのかと。なかなか実は私も実態をそれほど把握しているわけじゃなくて、新聞報道とかでなされている場合は見ますけども。私たちがだいたい弁護士会の用紙を使って理由をきっちり書くんです。でも結構、横断的に調べていくときとかあるんですね。例えば、横断的というわけではないんですけども、例えば、会社側が、詐害行為的に移している可能性を見られるときに、じゃあ代表者の、全然名前が違うけども、つながりがあるのかどうなのかを戸籍で追っていったりはするんですね。そうすると、義理の妹だったとか、それが証拠になっていきますし。だから、結構、全然関係なさそうなのとかを

調べたりしていることもあるんですね。そういうのが全部通知されるようなことになるのは、正直、これはもう弁護士サイド的な意見ですけど、なかなかやりにくくなるな、ということは思っているんですけどもね。

あとは多分、結構、不正の理由で多いのが、その相手のその出身地を調べて、被差別部落なのかどうなのかを調べるとか、結婚相手の素性を調べるとか、興信所が使うようなものが、多分、多いんだろうなと思うんです。不正の理由などがそういった場合も全部、じゃあ不正請求なのかどうなのか。私も正直、よく分かっていないところではあるんですけど。

とにかく、できる限りはっきりとした基準がいいのではないかなと思います。確定というのが、かなりはっきりしていますし、それ以上は動きようがないわけですから。

植村会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

それでは以上をもちまして、質疑、応答を終了させていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております。「住民票の写し等の第三者等への交付に係る本人通知制度の拡充に伴う個人情報の外部提供について」は、皆様方からただいまの議論の中でいただきました御意見を盛り込みまして答申案を作成させていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

植村会長 異議がないようでございますので、答申案ができあがりましたら皆様の御意見をお伺いいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。それでは、担当課には退席いただきます。どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

(市民課担当者退室)

植村会長 それでは次に、本日2つ目の諮問事項の審議に入ります。「特別障がい者手当等受給者の個人情報を提供することについて」諮問の趣旨等について事務局より説明をお願いいたします。

狩俣課長 こちらの諮問事項につきましては担当部局であります「障がい福祉課」の職員により説明したいと思っておりますので担当者の入室を許可していただいてもよろしいでしょうか。

植村会長 許可いたします。よろしくお願ひします。

狩俣課長 それでは、諮問事項の担当者入室していただきます。

(障がい福祉課担当者入室及び職員紹介)

狩俣課長 それでは諮問事項の趣旨について、担当職員より説明をいたします。

北倉課長 それでは私より「特別障がい者手当等受給者の個人情報を大阪府に提供すること」につきまして諮問の趣旨をご説明させていただきたいと思ひます。お手元の諮問書資料を御覧ください。資料に記載のとおり大阪府が今年度限定で「福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業」を実施することとなっております。この事業は、資料1のとおり国の経済対策による交付金を活用し、特別障がい者手当等受給者など、福祉的配慮を要する者に対しましてプリペイドカードの配布による生活支援を行うものでございます。この事業を実施するに当たり、資料2のとおり大阪府より事業の対象となる本市の「特別障がい者手当」、「障がい児福祉手当」及び「経過的福祉手当」の平成27年1月分受給者の「氏名」、「生年月日」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」の個人情報の提供依頼がありました。

この個人情報につきましては、本市が作成しますエクセルファイルを暗号化し、メールで提出することになっており、提出したデータは大阪府においてCD-Rに移動後、鍵のついた保管庫等で保管されメールは完全消去されることとなっております。また大阪府は、この業務委託事業者であるJCBとの契約書の中で個人情報の保護、秘密の保持及び資料等の転用の禁止について規定し、遵守させることとし

ております。以上のように、本市が特別障がい者手当等受給者の個人情報を提供することにより「福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業」が実施され、個人情報につきましても、大阪府において厳重に管理されることとなっていることから、当該受給者の個人情報を大阪府に提供したいと考えておりますので、門真市個人情報条例第8条第1項第6号の規定に基づきまして御審議の程お願い申し上げます。以上でございます。

植村会長 ありがとうございます。説明は終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

藤田委員 資料1の一番下から3行目に別添とありますが、別添はどこにありますか。資料2が別添ですか。

西本副参事 資料2が別添であります。

藤田委員 はい。これは、大阪府からの依頼になっていますけれども、私自身が大変気にしているところは、この提供方法です。提供方法にエクセルファイルを、メールで送ると書いてありますね。暗号をかけてメールで送って、そのときに間違いなしに大阪府の所に到達し、なおかつその暗号が破られないという保証あるいは担保はどこでなされますか。

西本副参事 大阪府が指定しています提供方法であります。暗号化してメールで送信するというので、大阪府の考え方では、この方法については、藤田委員が心配されることはないという見解であります。大阪府としてはこの提出方法でお願いしたいということですが、市町村においてこの問題に情報流出等、懸念される事項については、市と相談させていただいて、直接、大阪府がこの情報を市に直接受け取りに来て、メールでない提供方法は可能であるという考え方は、話し合いの中で見解が示されています。

藤田委員 少なくとも昨今の、とりわけこの間おかしなことが発生した中で、メールに暗号をかけてそれで送りますというのは、確実にそこに到達するという事は、僕は担保できないと思っています。実は、鍵付のアタッシュケースに入れて持って行くということもされている市もあるわけで、今の行政の体制を問題にしているわけではないんですが、空メールを送って、そして、個人情報をそれも公共機関が発信してしまうというその行為については、いささか疑問を持っています。もし、可能であるならば、もっと違う手段で大阪府に提出するというのを検討される方がよろしいのではないのでしょうか。以上です。

植村会長 対応可能ですか。それを含めましてお答え願います。

西本副参事 先ほど説明させていただきましたけれども、藤田委員が心配されている懸念の問題については、大阪府についてはメールでなければならないという方法に限定してなくて、各市の審議会等々の意見の中で、そういう意見が出てきた場合においては、大阪府は、直接、府職員が市に來られてこの個人情報を確保して情報提供受けるという準備はしているという考え方を大阪府は持っております。今日の審議会の意見を踏まえまして、もしメールでない別の方法でという意見が出るということでしたら、府と協議をしまして、個人情報が流失しない方法で厳重に対応して行きたいと思っております。

植村会長 ありがとうございます。藤田委員それで、よろしいですか。

藤田委員 はい、結構です。御検討ください。

玄番副会長 とても初歩的な質問でございますが、この個人情報を提供するに当たりましては、「平成27年1月分受給者」となっております。ということはこれに続いて何月分というようなことも入ってくるのでしょうか。それとも、今回限りのものということになるのでしょうか。

西本副参事 大阪府の事業については、現在のところ今年度、今回限りの事業ということで、考えておられます。受給者については、「平成27年1月分受給者」という形で、この

手当を受給するのは、申請主義に基づいて、これ以降も申請に基づいて受給される者がいるんですけども、この考えとしましては、平成27年1月分の受給者に限定するという考え方で情報提供を求められています。この後、この1月分受給者が、死亡等で亡くなられたなどにおいては、対象から外すという形になっております。以上です。

玄番副会長 この1月分の受給者で終わりということでございますよね。

西本副参事 「福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業」については、この「平成27年1月分受給者」だけです。その後、申請があった者については、支給対象としないということです。

玄番副会長 このプリペイドカードを配布するという事業はこのことだけで終わりということになれば、その後の個人情報のファイルはどういう処理をされることになるのでしょうか。

西本副参事 この事業が今年度限りという事業でありますので、この個人情報については、事業が終了後、速やかに消去等の処置をされるとしています。

玄番副会長 そのあたりでの個人情報の処理についての問題点って起きてこないものなのでしょうか。どのような配慮をされているものなのか。

植村会長 これは、府の施策で、今回こういう形でこうやりますよということで、情報提供をお願いしますということですね。ですから、来年度また政策が変わればなくなるかもしれないということになりますと、そのときは情報は完全に消去といいますか破棄といいますか、目的達成終了次第、確実に処理するという担保を確実にしといていただいたらいいわけですね。

西本副参事 はい。

植村会長 玄番委員、そのあたりでよろしいですか。

玄番副会長 はい、結構です。

植村会長 例えば、また来年こういう依頼があれば、また審議会開くんですか。同一案件について。

狩俣課長 同一案件について今回、審議していただいた中身が、事例とさせていただきますので、同一の内容でございましたらもう既に審議いただいている、というところで個人情報の利用については外部提供できると考えています。

植村会長 ありがとうございます。確認させていただきました。その場合、必ず来年以降でも同じことがあったら、中身が変わってなければ、審議はしないが、委員には連絡していただくということで、それでよろしいですね。委員の皆様方、どうですか。

藤田委員 僕は、もうこういうことはないだろうと思っています。経済政策で出てきた、それだけのことかと。まずないと、そういう具合にと思っています。

玄番副会長 ごめんなさい、初歩的な質問ばかりしております。資料2の裏側に参考として書かれていますが「業務委託事業者」という言葉があります。少し具体的に私にわかるように話をしていただけませんか。

西本副参事 この時点では、まだ業務委託事業者については、まだ決定されていなかったんですが、後日、大阪府がこの事業を業務委託する、具体的には、特別障がい者手当の受給者に対して、プリペイドカードの申請等の手続をして、それを受けて、プリペイドカードを交付していく事業者を決定していくという形で業務委託事業者を設定しているわけですけども、その事業者が決まりまして、JCBがこの事業を行うという形で決定されています。

植村会長 それでよろしいですね。玄番委員。

玄番副会長 はい。結構です。すみません。あと、私としましては、この審議とは少し内容が外れてしまうことなのかなと思いますが、人権擁護委員という立場で気になる部分というのがあります。本人が本人のためにいただいたものが、本人のために本人が使うことができたり、本人のために活用されたりっていうことが本当にできて欲

しいなと思っています。養護する人間が受け取る場合もあって、本来の受取人ではない立場でプリペイドカードを手にもできると思うんです。そのあたりにつきまして、この審議とは少し違うかなとは思いますが、十分な配慮がなされますように希望いたします。

植村会長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたしたいと思います。

ただいま議題となっております。「特別障がい者手当等受給者の個人情報を提供することについて」は、皆様方から、ただいまの議論の中でいただきました、御意見等を盛り込みまして、答申案を作成させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

植村会長 御異議がないようでございますので答申案ができあがりましたら、皆様の御意見をお伺いいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。それではここで担当課には、退席していただきます。どうもありがとうございました。

(障がい福祉課担当者退室)

植村会長 次に3つ目の諮問事項の審議に入ります。「番号法施行に伴う門真市個人情報保護条例の改正」について諮問の趣旨等について、事務局より説明をお願いいたします。

狩俣課長 それでは、諮問の趣旨等につきまして、担当課が法務監察課でありますので、事務局の法務監察課より御説明させていただきます。

才木課長補佐 法務監察課長補佐の才木です。よろしくお願ひいたします。

まずお手元の諮問書を御覧ください。個人情報の保護に関し、その保護対策についてということで門真市附属機関に関する条例別表1号の表、門真市個人情報保護審議会の項の規定に基づき、「番号法制定に伴う門真市個人情報保護条例の改正」について諮問をするものです。

資料1の1ページをお願いいたします。こちら、門真市個人情報保護条例の改正についてということで、まず「1 改正の概要」について御説明させていただきます。個人情報の取扱いにつきまして、国の行政機関が保有する個人情報については「行政機関個人情報保護法」により、また、地方公共団体が保有する個人情報につきましては、各自治体の「個人情報保護条例」によりその取扱いが定められております。このたび、「番号法」が制定され全ての国民に個人番号が付番されることになりました。この個人番号ですが、個人情報に該当いたしまして、既存の「個人情報保護法」また、市の「個人情報保護条例」が適用されます。

この個人番号につきましては、他の個人情報と比較しまして、強力な個人識別機能を有するという点を踏まえ、番号法では個人番号をその内容に含む「特定個人情報」また「情報提供等記録」につきまして、より厳格な保護措置を講ずることといたしております。

次に、「特定個人情報」ですが、個人番号やそれに対応する符号をその内容を含む個人情報でございます。次に、「情報提供等記録」ですがこちら資料には番号法から引用して記載しておりますが、簡単に御説明いたしますと、特定個人情報を機関等でやりとりするその際に、情報照会者や提供者の名称また照会、提供者への特定個人情報の項目等を記録するという事になっておりまして、その記録が情報提供等記録となります。

番号法では「特定個人情報」と「情報提供等記録」の保護措置に関しまして、番号法で条文を書き起こして規定している場合と条文の読替形式で規定している場合があります。書き起こし、つまり条文の形式で規定しているものにつきましては、そのまま地方公共団体等にも適用されますが、読替えによって規定されております部分、具体的に申しますと、「行政機関個人情報保護法」を読み替えているのですが、この部分については、条例についても、同じように規定していかなければならない

ということになります。このようなことから、番号法第31条では、地方公共団体に対しまして番号法の規定の趣旨を踏まえ、必要な措置、つまり条例改正を講じなければならないと規定しております。これを受けまして門真市の個人情報保護条例について、番号法の制定に伴って必要な条例の改正を行わせていただきたいと思います。

条例上の個人情報と番号法で出てきます、「特定個人情報」と「情報提供等記録」の関係ですが、資料1の下にあります、イメージ図を御覧ください。図のとおり、「個人情報」の中に「特定個人情報」が含まれまして、さらにその中に「情報提供等記録」が含まれるという関係になっております。現在の「個人情報保護条例」では、通常の「個人情報」について規定していますので番号法で出てきたこの「特定個人情報」についての取扱いを現状の条例に加え、また「情報提供等記録」についても、その特別の取扱いをする部分について規定をしていくということになります。「特定個人情報」と「情報提供等記録」は、それぞれ取扱いが違う部分がありますので、その部分については別々に規定しているということになっております。

次に2ページ目を御覧ください。「2 改正内容」につきましては、A3の資料2で御説明させていただきますが、その前に先に「3 今後のスケジュール」について先に御説明させていただきますと思います。

こちらにつきまして「3 今後のスケジュール」のなんですけれども、表にございますが、本日、審議会で御審議いただき、答申をいただけましたら、平成27年9月に条例議案を議会提出させていただきますと思います。また、平成27年10月を改正条例の施行予定としております。こちらは個人番号の付番が始まるのが平成27年10月ということでありますので、それに合わせて条例を改正したいと考えております。

それでは、条例の改正内容を御説明させていただきますので、A3の資料2を御覧ください。まず、表の作りとしてなんですけれども、左の列から「改正項目」、「改正の内容」としております。改正内容につきましては、「個人情報」「特定個人情報」と「情報提供等記録」の3つに分けさせていただいております。それぞれ取扱いが異なる部分がございます。また、その隣りが「改正の趣旨等」の項目。そして最後に一番右の列が参考ということで「現行の門真市個人情報保護条例の関連する条文」を記載しております。

それでは、改正項目としまして、まず1つ目に参ります。まず1つ目は、「(1)特定個人情報及び情報提供等記録の定義」です。今回これらの2つの情報につきまして、その取扱いを条例で規定いたしますので記載のとおり、番号法から引用しまして新たに「特定個人情報」と「情報提供等記録」について、定義規定を設けたいと思っております。現在の個人情報保護条例にはないものを追加させていただくものです。

続きまして、改正項目の2つ目です。「(2)目的外利用の制限」ということですが、まず表の右端の条例第8条の規定を御覧ください。現在の条例第8条では、「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。」と目的外の利用を禁止しながらもただし書で「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」として「本人の同意があるとき」ですとか「法令等に定めがあるとき」など、そこに記載された事由に該当する場合には、目的外の利用や提供を認める規定になっております。これに対しまして改正内容ですが、まず「特定個人情報」につきましては「人の生命身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合」を除き、全て禁止という扱いにいたします。通常の個人情報よりも、さらに厳格な取扱いをするということになります。なお、「情報提供等記録」につきましては、目的外の利用を一切禁止するというようになります。改正の趣旨にございますが、番号法で定めるのと同様の

取扱いをするということにいたします。

続きまして、改正の3点目ですが「(3)提供の制限」です。現行の条例につきましては、利用と提供を同じ第8条で規定をしておりますので、先ほど御説明したとおりでございます。改正内容ですが、「特定個人情報」と「情報提供等記録」のどちらも番号法第19条に定めるもの以外に禁止といたします。番号法第19条に特定個人情報と情報提供等記録の提供ができる場合が限定されています。その項目がこちらに記載の「①個人番号利用事務の処理に必要な限度」から「⑭特定個人情報保護委員会規則に基づく場合」までとなっております。番号法ではこれらに限って提供ができるというように限定されていますので、条例でも、同じように規定をするということになります。

続きまして、改正の4点目「開示、訂正請求」ですが、こちらにつきましては、開示、訂正の請求を誰ができるかということです。現行の条例の第11条では第1項で「本人が自己に関する個人情報の開示を請求することができる」とし、第2項で、「未成年者又は成年後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができる」ということになっており、「本人」と「法定代理人」に請求権が認められているということになっております。それに対しまして、今回改正内容ですが、番号法では「特定個人情報」について「本人」と「法定代理人」、それに加えまして「任意代理人」による開示、訂正請求を認めるという形になっております。改正の趣旨にございますが、「特定個人情報」につきましては本人参加の権利をより一層保障するというところで、つまり、国民の不安があるということから、より請求をしやすいように、本人が行けなくても請求ができるようにするという考え方から任意代理人による請求を認めておまして、このことから条例においても同様の規定をするものです。1ページの説明は、以上です。2ページを御覧ください。

続きまして、改正の5点目になります。「(5)利用停止請求」と6点目、「(6)削除・目的外利用等中止請求」、こちらは一緒に説明させていただきます。まず「(6)削除・目的外利用等中止」の請求についてですが、現行の条例では第18条で、「何人も本市が条例に違反して個人情報を収集し、保有していると認めるときは個人情報の削除請求ができる」とし、第19条で「何人も本市が条例に違反して個人情報を、目的外利用等をしていると認めるときは目的外利用等中止請求ができる」としています。それに対して、国の行政機関個人情報保護法では「削除請求・目的外利用等中止請求」といった請求はなく、その請求にかわるものとして「利用停止請求」といった請求があります。これは、何人も国が行政機関個人情報保護法に違反して個人情報を取り扱っていると認めるときは、個人情報の利用の停止又は消去を請求できる制度になり、本市条例の「削除請求・目的外利用等中止請求」の内容を合わせた請求になります。本市の運用も国に準じ、何人も本市が条例に違反して個人情報を取り扱っていると認めるときは、利用停止請求により個人情報の利用の停止又は削除ができるものとし、これに伴い、「削除請求・目的外利用等中止請求」については、不要となることから廃止するものです。また「特定個人情報」については、個人情報の利用停止請求事由に加え、番号法に違反していると認められるときも利用停止請求ができるものとし、また、この利用停止請求の請求ができる者については「開示、訂正請求」同様に、「個人情報」については本人又は法定代理人のみとし、「特定個人情報」については、加えて任意代理人まで認めることといたします。ただし、「情報等提供記録」については、番号法に違反する取扱いが想定されないことから、利用停止請求自体を認めないということになってまいります。

続きまして改正の7点目です。「(7)法令等による開示の実施との調整」です。条例では法令等の規定により、他の同じように開示されるものについては、条例に基づく開示は実施しないという調整規定を設けております。これに対しまして「特定個人情報」及び「情報提供等記録」につきましては、適用の除外とし、調整は行わな

い。つまり、請求があれば他の制度で開示されるものであっても条例に基づく開示も重複して実施するということといたします。改正の趣旨にございますが、番号制度ではたとえ、他の法令等により開示される場合でも、マイナポータルによる開示を認めているということから、そのような番号法の趣旨を踏まえ、条例でも調整を行わないという扱いをいたします。

最後に改正の8点目です。「(8)訂正請求の通知先」ということです。番号法では情報提供等記録の訂正をした場合に、情報照会者、提供者、総務大臣の3者に報告しなければならないということとされています。本市においては、個人情報訂正した場合の通知について特段規定をしていないため、今回、行政機関個人情報保護法に準じ、個人情報の訂正を行った場合は、その提供先に通知するものとし、「情報提供等記録」については、番号法と同様に規定するものです。資料2の内容については以上でございます。

最後に資料3の説明ですが、こちらは1ページから3ページまでは番号法から抜粋したものを記載しております。また4ページから9ページまでにつきましては、番号法により行政機関個人情報保護法を読み替えた表を記載させていただいております。諮問事項の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

植村会長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

奥村委員 削除請求のところですが、削除請求も廃止するということになるんですね。利用停止請求を創設する関係上、それに併せて削除請求も廃止するということですか。

才木課長補佐 はい。廃止するという事で考えています。

奥村委員 ということは、削除はもうできないということになるのか。利用停止だけが認められることになるのか。

新徳係員 請求の名前は利用停止請求という名前なんですが、利用停止請求が認められましたら消去又は停止ができるという取扱いになっておりますので、今回、削除請求につきましては、利用停止請求により消去ができるということになっておりますので、今回廃止するものでございます。

奥村委員 そういうことですね。

藤田委員 よろしいですか。本質的な話じゃないんですが、この資料2の1番右側の参考のところ、門真市の条例だと新設となっておりますが、これは、ここの「(1)」を新設するんですか。それとも第2条があるけども、第2条の中に特定個人情報及び情報提供等記録について定義をすると、これを付け加えていくわけですか。今、第2条で定義ありますよね。

新徳係員 第2条で定義規定を設けていますが、その定義規定に特定個人情報と情報提供等記録の定義を追加させていただこうと思っております。

藤田委員 追加ですね。

新徳係員 そうです。

藤田委員 そうすると、条文そのものは、下に落ちていく、第2条が第3条になるとか、そういうことではないですね。

新徳係員 そういうふうには考えておりません。

藤田委員 わかりました。それと同時に一番最後の訂正請求の通知先、これは新設ですか。

新徳係員 こちらにつきましては新設していこうと思っております。

藤田委員 そうするとその場合、第26条とかそういうところになるのかな。

新徳係員 まだ、具体的な場所は今検討中ですが、新しい条として追加しようと思っております。

藤田委員 なるほど。それからですね、2ページの「(7)法令等による開示の実施の調整」のところですが、適用除外とするところで、情報提供等記録を適用除外とするという、

僕にはちょっと意味が分からないので、もう少し具体的に教えていただけませんか。これは、第25条で「適用しない」と書いてありますよね。それが、第25条をなしにするということですか。そういう意味じゃないですよ。

新徳係員 まず第25条の趣旨から説明させていただきたいと思いますが、この条文の意味ですが、個人情報につきましては、この条例が施行される前から他の法令で、開示がありますとか、閲覧の規定が設けられているものがございましたので、本来そこに書いてあるものにつきましては、そちらの法令で開示をすることにしまして、この条例については適用しないということを決めております。今回、特定個人情報につきましては、他の法令で開示等の取扱いが定めていたとしても、この条例による方法でも開示を認めていこうとするものですが、それはどういうことかと申しますと、今、国が整備しようとしておりますマイナポータルというのを、国の方では、マイナポータルによって、その特定個人情報の開示ができるような仕組みをつくっておきまして、他の法令で特定個人情報が開示できる場合でも、マイナポータルによって特定個人情報は開示した方が利便性があつたり、より開示する時間が短かつたり、そういう場合がございましたので、特定個人情報の開示につきましては、他の法令で手続が定められているとしても、この条例の手続によって開示をしようとするという流れでございます。

藤田委員 特定個人情報というよりも情報提供等記録が中心のマイナポータルだから、どういう具合に見られているかというところがオープンになっていくわけですよ。そうすると、この条文そのものが適用除外とするというのは第25条で書いていますが、それは関係ないよという書き方になるということですか。

新徳係員 そのとおりでございます。

藤田委員 はあ。難しいな。

奥村委員 マイナンバー自体が、非常に複雑ですからね。

藤田委員 わかりました。それでまだ、きちっと条文ができていないということですね。

新徳係員 そうですね、この答申をいただいてからまた具体的な検討に入っていこうと思っております。

藤田委員 じゃあ、今日何を審議するのかな、この精神だけかな。

奥村委員 基本的にはガイドラインがあつてガイドラインのままなんです。

藤田委員 そうですよ。

奥村委員 多分、今回は横出しとかそういうのは一切なく、ただ番号法に合わせる。ただ、それだけのことでありますよね。

新徳係員 そうですね、今回番号法よりも上乘せでありましたり横出しということは、現時点で考えておりませんので、基本的に番号法に沿う形での条例改正を考えております。

藤田委員 なるほど。

植村会長 他に御意見等ございますでしょうか。個人情報保護の法律できたときから見ますと、なにか中心になるところが崩れていってしまっているような感じをしないわけでもないんですね。削除とか訂正とかあるいは開示請求のときに、かなり枠が外れていますよね。ちょっと委任状を出したら、もう誰でもできるという。簡単になっていますからね。ですから、それを踏まえてさらに個人情報を厳密に確保するというのは、窓口ではかなり厳しいと思いますけど、その辺のところをやっぱ覚悟してもらわないといけないように思いますね。それこそ委任状というのは割合簡単に、請求が出てきても、「あっそうですか」でやりますからね。

奥村委員 すいません。もともと番号法自体が、事業者は従業員の個人番号は全部把握しないといけないので、基本的には知れ渡るような番号なんです。原理的にそういうことだと思うんです。でも、絶対漏らさない、というような制度にはなっているので、非常にいびつな制度、厳しくわけがわからない制度になってしまっている

のが実情と思うんですが、実はこの個人情報の定義が、いろいろと錯綜しているので、番号法での個人情報は、地方公共団体については個人情報保護法上の定義なんですね。でも、門真市の個人情報保護条例と個人情報保護法の定義とは違うんですよ。そういう地方公共団体は非常に多いと思うんです。そうすると定義にずれができるので番号法が適用されない領域においては、違う定義で個人情報保護条例上の定義が適用されるんですが、そのときにこういった削除請求や利用停止とかがどんなふうに絡んでくるのかなって、実は私もちょっとまだ分析できていないんですけども、ちょっと難しいところだなと思いますね。

植村会長 この門真市の個人情報保護条例できたときには、私も委員させてもらっていたんですけども、そのときはまだ国の個人情報保護法はなかったときなんです。ですから、随分先行していましたし、しかも、かなり厳密っていうのか、罰金まで取り入れた条例を作ったんですよ。若干リスクを覚悟して制定されたという経緯がありますんでね。そういうことを踏まえましてこの番号法からでも、これはやはり国の施策で番号法という形が進んでいますんでね。それを無視した形ではとてもじゃないけどできない。でもやはり個人情報保護法の精神といいますか、ちょっとその辺のところは努力して守っていただくという形で、今度の門真市の場合も作っていただいたらありがたいなと。これは私、個人的な考えですけども、そんなふうに思っています。

藤田委員 そうすると先ほどのスケジュールですけども、今日これで審議をして9月の議会までに条例を作って、そしてそこで可決されると。それまでにこの委員会は、開かれないですよ。

狩俣課長 もう開催はしない予定でさせておきまして、今回委員さんからいただきました御意見を盛り込みました答申を踏まえて、最後、条例化を行うところを考えておりますので、もう審議会については開催しないというふうに考えております。

植村会長 ありがとうございます。それでよろしいですね。他にございますでしょうか。御意見等は出尽くしたと判断させていただきたいと思えます。それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております。「番号法施行に伴う門真市個人情報保護条例の改正」については、皆様方からただいま議論していただき、またいろいろな御意見を賜りましたのでそれを盛り込みまして答申案を作成させていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

植村会長 御異議がないようでございますので、答申案ができあがりましたら、皆様の御意見をお伺いいたしたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは次に、「その他」に移らせていただきます。まず事務局から報告がありますでしょうか。

狩俣課長 特に報告事項についてはございません。

植村会長 事務局からは特にならざるようでございますが、この際ですので委員の皆様方から何でも結構でございますので、御発言がありましたら頂戴したいと思います。

それでは特にならざるようでございますので「その他」をこれで終了させていただきます。以上で本日の全ての審議が終わりました。本日は長時間にわたり大変熱心に御審議賜りまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、本審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 (午後 15時23分)